

[事案 21-114] 手術給付金請求

・平成 23 年 6 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

乳ガンが再発し、乳房切除術を受け手術給付金を請求したところ、前回は悪性新生物根治手術に該当するというので給付倍率 40 倍が適用されたが、今回は同じ手術なのに半額しか給付されないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

乳がんを発症し、平成 15 年に乳房部分切除術を受けた際は、「悪性新生物根治手術」として、入院給付金日額の 40 倍の手術給付金が支払われたが、平成 20 年に乳がんを再発し、乳房切除術（腋窩郭清あり）を受け、手術給付金を請求したところ、「その他の悪性新生物手術」に該当すると言われ、入院給付金日額の 20 倍しか支払われなかった。

約款には、悪性新生物根治手術は 40 倍と書いてあり、再発がんに対する手術が「悪性新生物根治手術」に該当しないと記載はないので、今回 20 倍の給付金しか支払われないことは納得できない。前回手術と同様に 40 倍の手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下のとおり、第2回目手術は「悪性新生物根治手術」には該当しないため、申立人の請求には応じられない。

(1) 本件保険約款の給付倍率表においては、「悪性新生物根治手術」は給付倍率40倍、「その他の悪性新生物手術」は給付倍率20倍と規定されている。ここにいう「根治手術」とは、医学的に完全に治すことを目的として、機能的または解剖学的に病巣(原発巣)をとりのぞき、あるいは修復してその固体を疾患から開放させる手術をいう。また、原発巣とは医学的に、最初にがんが発生したその病変(原発巣)のことをいうが、原発巣に対する根治手術により、いったん臨床的に消失したのち、再び出現する再発がんに対する手術は、根治手術とはされていない。

(2) 第1回目手術においては、乳がんの原発巣の切除および腋窩リンパ節の郭清を行っていることから、「根治手術」と認め、悪性新生物根治手術として40倍を支払った。すなわち、その時点で臨床的に確認される原発巣は摘出されている。

一方第2回目手術については、診断書記載内容から、第1回目手術を行った乳がんの再発がんに対する手術であることが明らかであり、再発がんに対する手術は約款の「悪性新生物根治手術」に該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出のあった書面にもとづき審理を行い、和解の斡旋を行ったところ、当事者双方の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。